

団体内容・事務取扱情報の変更に関する手続きについて

当社にご登録いただいております、団体名称、払込案内送付先住所、払込事務日程、代表者、事務取扱担当者所属・氏名等に変更が生じた場合には、以下の変更手続きが必要となります。

■ご提出いただく書類

財形事務取扱明細書変更届（財形保険専用帳票）

・当社ホームページに掲載

掲載先

ご契約者さま向け各種ご案内>財形保険のご案内>お手続き書類 にある「財形事務ご担当者様用」に掲載しております。

■ご記入にあたって

1. ★印のある届出日、団体名称、代表者名は必ずご記入ください。

届出印を押印のうえ変更される項目のみをご記入ください。

2. 団体名称の変更

団体名称が変更となる場合には変更前の名称も漏れなくご記入ください。(注1)

(注1) 団体名称または、所在地(登記上の住所)を変更され「財形年金」または「財形住宅」の契約がある際には、別途「一括異動申告書」のご提出が必要となります。
該当する場合は、財形専用ダイヤル：0120-330-323までお問合せください。

※なお、払込案内送付先住所が団体所在地と異なる場合でも、登記上の住所が変更された際には、別途「一括異動申告書」の提出が必要となりますのでご注意ください。

書類の提出にあたっては、財形保険返信用封筒をご利用ください。

なお、お手元に返信用封筒がない場合には、当該帳票と同じく当社ホームページより「財形保険返信用宛名ラベル」を印刷しご利用ください。

掲載先

ご契約者さま向け各種ご案内>財形保険のご案内>お手続き書類 にある「財形保険返信用封筒について」に掲載しております

※財形保険返信用宛名ラベルをご利用いただきますと、送料のご負担は発生いたしませんのでお急ぎの際はご活用ください。

払込案内送付先および事務取扱担当者名変更の場合

2025.11